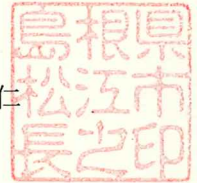


松江市告示第 109 号

松江市交通指導員設置要綱（平成 17 年松江市告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(謝金) 第 5 条 指導員には、謝金として 1 月当たり <u>9,700 円</u> を支給する。	(謝金) 第 5 条 指導員には、謝金として 1 月当たり <u>9,400 円</u> を支給する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。